

令和元年 第24回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年12月24日（火）午後3時

場 所：教育委員会室

教育長	千	葉	孝
教育長職務代理者	古	卷	勲
委員	蓮	沼	千 秋
委員	石	井	正 治
委員	庭	野	正 和

事務局	教育推進課長事務取扱			
	教育委員会事務局参事	柴	田	靖 弘
	学務課長	田	島	勉
	指導室長兼教育研究所長	近	津	勉
	学校施設担当課長	石	塚	修
	統括指導主事	傳	田	学

書記	教育委員会事務局			
	教育推進課庶務係長	岡	田	隆 史
	同 主査	志	村	一 彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後3時</p> <p>ただいまから、令和元年第24回教育委員会定例会を開催します。 本日は、1名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第1、署名委員を決定します。古巻委員と庭野委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、陳情第1号を審議します。初めて付議されるものですので、事務局より陳情文の朗読をお願いします。</p>
柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事	<p>陳情第1号、嘆願書でございます。お手元に嘆願書の写しをお配りしてございます。</p> <p>令和元年12月14日付で、江戸川区教育委員会教育長に宛てまして、子供を守る会発起人よりの文書でございます。朗読させていただきます。</p> <p>「私達（子供を守る会）は、令和元年12月14日午前11時30分に江戸川区立・・・小学校・・・校長より令和元年12月12日付け書面を頂き、当該小学校の3階会議室に集まり、現在2年生は生徒数が減少し・・・と成ったので、来年度の3年生のクラスは、・・・クラスに編成する事を通告されました。</p> <p>しかし、江戸川区教育委員会も視察に来校され確認された様に、当該2学年の内一クラスが学級崩壊状況であるにも関わらず、・・・校長は、保護者との何ら話合いや説明を行わないままに、来学年を・・・クラスと決めていて、12月14日突然保護者に通知して来た。上記状況を管理者がコントロール出来ない状態で、・・・クラスにするのは、大変保護者としても不安でしかた有りません。</p> <p>よって、編成を・・・クラスに止め置き頂けます様に嘆願署名を添付して嘆願要請書を提出申し上げます。</p> <p>是非ともご精査頂けます様に重ねてお願い申し上げます。」</p>

<p>教 育 長</p>	<p>というものがございます。参考までに署名簿37名中1名の写し、そして、同じく参考といたしまして、校長宛ての要望書をお手元におつけしてございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本陳情に関する対応状況につきましては、次回、事務局から説明させますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本陳情の審議は、次回に継続ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、陳情第1号は継続といたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>教育委員会後援名義の使用承認につきまして、教育推進課から3点ご報告申し上げます。横版の一覧をごらんいただければと思います。</p> <p>1点目、行事名、第27回小松川平井地区小学校卒業記念ナイトウォーク、申請者は、小学校卒業記念ナイトウォーク実行委員会代表、実行委員長でございます。今回で27回目の後援の申請、そして同時に区にも後援名義の依頼も出しているというものです。</p> <p>実施日時は、令和2年3月28日土曜日から29日まで、会場は小松川小学校を出発、到着地といたしまして、地区内の小学校の卒業生と保護者を対象に行っています。経費の徴収でございますが、600円、これは保険料と食料費でございます。賞状・副賞等でございますが、完歩証、最後まで歩かれた児童に対しては、完歩証を教育委員会の名前でお出しするというところでございます。</p> <p>2点目でございます。行事名、2020人権のつどい、申請者は人権のつどい実行委員会代表、今回で教育委員会18回目の後援名義の申請でございます。同様に区の後援名義にも申請をされております。</p> <p>事業目的、概要でございます。部落差別の撤廃について考える場として、広く区民に人権尊重思想の普及高揚を図る。実施日時は、令和2年1月31日金曜日、午後6時30分から亀戸文化センターホールにおきまして、一般区民を対象に開催されます。経費の徴収は、参加費として1,000円となっております。</p>

	<p>3点目でございます。行事名、第37回伝統工芸展。申請者は、江戸川伝統工芸保存会会長。今回で37回目の後援名義の申請となります。同様に区の後援名義の申請もされております。</p> <p>事業目的・概要でございますが、伝統工芸の保護育成と伝統工芸作品を広く区民の方に理解し、親しんでいただくための作品発表展示会。実施日時は、令和2年2月5日からと書いてございますが、4日からでございます。4日から10日までになります。タワーホール船堀展示ホールにおきまして、一般区民を対象に行われます。経費の徴収等はありませんが、賞状・副賞等のところでは、教育委員会賞としての賞状・楯の贈呈がございます。</p> <p>それぞれ実施要領、第27回小学校卒業記念ナイトウォーク実施要領、それから予算書、そして、2020人権のつどいの企画書、予算書、それから、伝統工芸展の申請書とポスターの案をおつけしてございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>ナイトウォークなのですが、予算書を拝見させていただいて、前期決算額と今年度の予算額、随分違うなど見ていましたところ、昨年度はゼッケンをつくられたということのようなのですが、その前はどのぐらいのときにつくったのでしょうか。つまりゼッケンはどのぐらい使っているのかなという。</p>
教育推進課長	<p>こちら確認して、説明させていただければと思います。</p>
古 巻 委 員	<p>二つ目の人権のつどいでございますが、18回目の申請ということですが、どうなんですか。本区内において、差別的ないわゆるこの人権に関するような事例というのは、散見されるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>以前ですね、4年以上前でしょうか。小岩の駅前の南口の公衆トイレの中に差別的な落書きがあったという事例がございます。</p> <p>それから、これは江戸川区内ではありませんが、同じく荒川の中土手の看板に、これは葛飾区ちょっと北側のほうですけども、そちらの中土手の中の看板にそうした差別的な落書きがあったというような事例はございました。</p>

古 巻 委 員	そこから何か広がるとかじゃなくて、単発的なものですね。
教育推進課長	こちらの人権のつどいでございますが、この内容のほうにもございますけれども、包括的な差別禁止法制定の必要について考えるということでございます。実施主体が、部落解放同盟の江東共闘会というような会議体でございます。部落解放同盟の江東区、それから、江戸川区の委員会が毎年開催されているものでございまして、そうした部落差別的なそういったものが題材として毎年開催されているところでございます。
古 巻 委 員	単発的と言ったのは、小岩のトイレの落書きとかそこだけですか。
教育推進課長	そうですね。その部分は単発です。要するに江戸川区内だけではなくて全国で起きていることに対する人権にかかわる教員研修のことです。それから、子どもたちへの人権教育、こうしたことを日ごろから江戸川区の行政に対しても要望している団体ということでございます。
古 巻 委 員	顕現していないということで、そういう可能性もあるかもしれないということですね。
蓮 沼 委 員	三つともとても実績もあるし、伝統もあるので素晴らしいなと思っているのですが、このナイトウォークのほうでは、なかなかハードな内容にもなっているのかなということで、安全面というかそういったところで、過去に何か大きなけががあったとかそういうのは余りないのですか。
教育推進課長	実は、今回といいますか前回も、この実行委員会というのが地域の婦人会の方々が主催になっておりますけれども、PTAの方々が230名体制でこの事業を実施されています。そういう意味では次々に皆さん立たれております。これまで大きなトラブルというのは報告をお受けしておりませんが、ただ、夜中に歩いていますので、その通路にある方々が驚かれると。小学生が歩いていて大人たちが立っていて、列をなして皇居等の往復をされるわけですので、歩道を歩かれています。その周辺にお住まいの方がびっくりされるというのは過去あったというふうには報告を受けていますが、事故等はございません。
蓮 沼 委 員	ありがとうございます。

庭野委員	確認なのですがけれども、伝統工芸展なのですが、ポスターの案には2月5日となっているので、4日は準備の期日のことなのでしょうか。
教育推進課長	わかりづらくて申しわけございません。実は、4日は表彰式を行います。出展に際しまして、区長賞、教育委員会賞、そういった賞を授与する表彰式が前日の4日に行われて、一般への展示公開が5日からということになりますので、ポスターは5日からという表記になります。
庭野委員	わかりました。ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要領についての報告をお願いします。
教育推進課長	お手元に実施要領をステープラーどめでお配りしてございます。 この趣旨のところがございますとおり、これは学校の教員向けでございます。「長時間労働による脳・心臓疾患及びメンタルヘルス不全等の健康障害を防止するために実施する面接指導について、必要な事項を定めるものとする。」というものです。 法令等との関係でございますが、長時間労働による健康障害防止のための面接指導の実施に当たっては、労働安全衛生法及びこれに基づく省令に定めるほか、「江戸川区立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の定めるところによる。」というものでございます。労働安全衛生法で規定をされているものをここで江戸川区の実施要領を定めるというものでございます。 その内容でございますけれども、こちらの3番でございます。「方針に定められた定時外在校等時間が、次のいずれかの要件に該当する教育職員とする。」ということでございまして、アにございます「1カ月で100時間以上の教育職員。」、イとしまして「アには該当しない教育職員で、1カ月について80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教育職員。」というもので、80時間を超えて100時間未満の者、こちらにつきましては、その後とも

に対象とするということになってございます。

こうした時間を超過した教職員につきましては、産業医での面接指導を実施するというものになっております。

2枚おめくりいただきまして、横版の面接指導実施フローというものをおつけしてございますけれども、そちらをご確認いただければと思います。

これは縦軸をごらんいただきますと、こちらは教育職員でございます。2番目にあるのが、各学校長となっております。3番目が、人事・服務監督権者として指導室の事務係、一番右側は、学校安全衛生委員会の事務局としての教育推進課の教職員係及びこの面談を産業医の派遣を委託している同友会となっております。

まず、今、在校時間を把握するための端末を置いております。その結果、1カ月間の毎月の報告を各学校から指導室の事務係にこのデータを集計したものを送られます。送られてきたデータを安全衛生委員会事務局、教職員係にそれが提供されます。

その提出されたものが100時間を超えているということで、左から2番目のところに戻っていただきまして、月100時間以上と書いてございますが、この表につきましては、2ページ目をごらんいただきたいのですが、この100時間を超えた者は、面接指導該当通知として学校長から本人に通知をします。

本人は、パソコンから面談の予約システムを通じまして、産業医との面談の手続をします。その際には、こうした自己チェックですとかそういったものに記入した上で面接を申し込む、一番右まで申し込むということで、同友会に予約をいたします。その予約の日程が決定して、決定した面接日についてはその下でございます、学校長にその報告をすると。学校長はそれを受けて、該当者についての長時間労働者調査票を作成し、本人に渡し、本人はそれとともに面接に当たる。一番下の一番右ですね。産業医との面接を実施するという流れになります。

この面談の結果、これにつきましては、各学校長に産業医から結果報告書として送られまして、その後、事後措置実施報告書を学校長から産業医に提出する流れになってございます。100時間を超えた者は、これは義務があるということになってございまして、必ず面談を受けると。

先ほどの1ページ目に戻っていただきますと、一番が月80時間超えの100時間未満の教職員でございます。3ページに進みまして、こちらは義務ということではなく勧奨するということになっております。この面談を受けなさいということで学校長から本人に通知を渡し、本人がその面談を受ける

	<p>というような判断をした場合には、先ほどと同じような手続を行うという流れになってございます。</p> <p>こうした流れのものをこの要領として落とし込んだものが、先ほどご説明いたしました1ページ目から3ページ目でございます。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、労働安全衛生法で定められた制度でございまして、実はご存じのとおり、この9月から在校時間の管理システムを江戸川区も導入いたしました。ここで9、10、11とデータを整えてまいりまして、今、11月分のデータが上がってきているところでございますので、把握をした結果を反映して、年明けからこの産業医面談をスタートさせていただきたいということで、今回教育長からの決裁をいただいた上で、教育委員の方々にもご報告として挙げさせていただいたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p> <p>石 井 委 員</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>面接指導実施要領と書かれたものの3番の(1)についてなんですけれども、100時間以上の人、これはアウトですぐに産業医面接してください。これはいいと思います。多分、問題になってくるのは、イに該当する方、アウトではないのだけれどセーフではないですよという方に対するの対応ですが、よく見ますのは、例えば、直近3カ月にわたって何十時間以上になったら、それはそれでまた自動的に産業医の面談受けてくださいねというようなただし書きがあるところも多いと思うのですが、今のままですと、毎月毎月85時間ぐらい働いているんだけど、自己申告でもって大丈夫です、大丈夫ですなんていう人は、なんていいんでしょうか。この産業医の面談を受けなくなってしまう、そこがちょっと問題かなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>おっしゃるとおりでございまして、続けて80数時間という方が毎回毎回勧奨は行いますが、本人が受けないということももちろん考えられると思います。その部分については、ここにありまして、疲労の蓄積が認められるというようなところから、学校長の判断で強く受けさせていただくというような方策をとらせていただくということです。東京都は既にスタートしております。都立学校でやっております、大体都教委のその後のそれとの横引きを今回させていただいたものでございます。やはりなかなか受けなさ</p>

石井委員	<p>いと言ったとしても受けていただけない人が出てくるんじゃないかというその懸念があるわけですが、続くようであれば、やはり校長先生から勸奨といいますよりも、受けなさいというような指導もしていただきたいと、そういう思いであります。</p> <p>申し上げていることは、校長からの勸奨、命令じゃなくてオートマチックに受けなきゃいけないんだというようなふうに持っていくことはできないでしょうかということなんです。つまり直近3カ月、それが240時間を超えたそういう人は受けなければいけないというようなことにはできないでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>実は今回のこの策定に当たりまして、校長会からも意見を募りまして、どうなのかということを確認した上で、その懸念される部分ももちろんあるわけですが、今回はこの条項で行こうということでの話をいただきまして、我々としては、やはり受けてもらいたいという思いが非常に強いわけですが、同時にここにも書いてありますとおり、上限に関する方針というものを8月に教育委員会の中で承認いただいてスタートしております。実はこちらで言えば、月45時間を超えないようにという上限が定められているわけで、80時間、100時間ということは、今の中では本来あってはいけないというようなことが前提にはなっているわけですが、その中でも在校時間を把握した上で、こうした長時間の教員については、産業医による面談を受けなければならないというようなことを規定してございまして、その実際の要領を今回つくったというものでございまして、委員さんのご意見も含めまして、また学校長に話をしていきたいと思っております。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。もしこの要領を変えるというときは、どういう場面で変更ができるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>こちらにつきましては、教育長決裁ということになりまして、また改めて、重要案件については、教育委員会に報告をするということになっておりますので、教育長の決裁をいただきながら、また報告はさせていただきたいと思っております。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

庭野委員	<p>これから実施ということですがけれども、例えば、アに当たる教員、100時間以上の教員、イもそうなんですけど、予備軍もそうなんですけれども、面接したとします。当然、時間は減らさないということは指導されると思うのですが、しかしながら、その教員が、やはりこれは必要なんだからやっているんだということで、常にまた次の月もそういった多くの時間をしていきますよね。となった場合、校長は強く何か法的なものをもって言える、そういうものがあるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>校長は、本来、先ほども申し上げましたけれども、既に8月に上限に関する方針というものを教育委員会から発しておりまして、もちろんこの策定をする際も、各校長会の校長先生方にこういう制度になっていると、既に都教委も定めた上で、私ども江戸川区もこのような方針で行くと、これは法定でございますので、それを徹底していただきたい。その時点では、まだ時間を把握するシステムは導入されておりましたので、ここで9月に設置をして今、把握がスタートして3カ月たったということになりましたので、これについてはしっかり受けとめていただきたい。一人一人の1カ月間の勤務状況、1日ごとに把握できています。それは管理職として指導をしていただきたいということは申し上げた上でのこの制度となっているというふうに考えておりますので、続くということは本来あってはならないことかなというふうに思っております。</p> <p>非常の場合についても、年間720時間を超えないようにというような規定もこの中に入っています。それも6カ月続けて80時間を超えてはならないということになっております。そういうようなことも、以前の8月の段階で規定をして既に公表されておりますし、これをしっかり守っていただきたいということを申し上げている中でのことでございます。今、やっと客観的な時間が把握できるようになって結果が出てきております。また改めて、今回の実施要領につきまして、本日の報告の後に各学校に通知をいたしまして、これを年明けから対象者については、11月の実績をもとに面談をするという方向で進めさせていただきたいと思っております。</p>
庭野委員	<p>では、11月のデータが出ていると思うのですが、どのくらい参考までに。</p>
教育推進課長	<p>まだ上がってきたばかりなのですが、小学校で100時間以上の教員が16名、中学校で52名、合わせて68名となっております。</p>

庭野委員	イに該当する予備軍は。
教育推進課長	80時間超え100時間未満は、小学校70名、中学校75名です。
庭野委員	ありがとうございます。
教育推進課長	月によって学校行事が、9、10、11月と、今のところ3カ月ではやはり10月が一番長い時間となっています。
蓮沼委員	<p>今の件に関連して、最近小学校の校長さんと中学校の校長さんと働き方改革は現場でどうかというような話もさせていただいて、区のほうも積極的にいろいろ関わってくださっているの、大分教員の意識は高まっていると。</p> <p>ただ、頭ではわかっているんだけど、例えば、学級の発表会とかそれに向けて自校の先生とか本当に一生懸命よいものをつくろうとして、手を抜かないということもある。ついうちの先生は一生懸命にやっちゃってと校長さんが弁明していましたが。本人は明るく元気で、生きがいみたいな人がいるのですよね。その辺のバランスが難しく、それを強制的に奪うのもどうなのかと、本人は健康で何も問題なくやっているから、自覚症状がないのかよくわかりませんけれども。</p> <p>だからやっぱりシステムはシステムで作りながら、産業医さんと面談していくという意識を高めて、客観的なこういう数字を減らしていけばいいと思うので、現場は、働き方改革で区教委のほうがいろいろ心配してくれているとか変わっているというのはわかっているの、あと、どう先生方の意識を変えていくかというところですね。</p> <p>もちろん一生懸命やって子どもに向き合うということも大事だけど、それで自分の健康を害したりとか、家庭があったり家族もいたりするわけだからというところでのバランスですかね。校長さんも一生懸命やってくださるからうれしいですけども、それが余りオーバー過ぎて困るというふうな話をされていました。</p>
石井委員	先ほどの80時間超え、それから100時間超えというようなところに関連してなんですけど、ちょっと考えていることがありまして、70から80、そこら辺はどのくらいいらっしゃいますか。というのは、自分がもし教員だったらというようなことを考えますとね、そんなことにひっかからないよう

	<p>に、でも、できるだけ頑張りたいなんていうことで80時間には行かないように頑張っていらっしゃる先生方、その数ってほんと多くなるような気がしてまして。</p>
教育推進課長	<p>そこまで今、データがないのですが、ちなみに11月の小学校の教員の全体の平均時間外が、教員の方は、小学校、43時間57分。中学校の教員の方は、51時間38分ということです。</p>
石井委員	<p>平均ですね。この次の学力向上云々でもないですけども、最頻値はどこ辺ですか。</p>
教育推進課長	<p>11月、本当に今日出てきたもので、分析がまだできておりませんので、分析をしていきたいと思います。</p>
石井委員	<p>わかりました。</p>
教 育 長	<p>この4月から、学校の働き方改革、できることからやっっていこうということで、2年前に東京都から出された調査の結果よりは確実に、数字で20%ぐらい、これも平均ですけど、学校にいる時間というのは減ってきているようです。</p> <p>ただ、まだこれもさっき言ったように9月分と10月分の2カ月分ですから、これからこれがどうなるのかということを見ながら、新たにできることはまたさらに追加していきたい。なるべく教員の負担が軽くなるように、外の人にも手伝ってもらってというのがありますので、そういったこともいろいろ考えながらやっていきたいなというふうに思います。確実に結果は出ているなというふうには思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、平成31年度児童・生徒の学力向上を図るための調査についての報告をお願いいたします。</p>
近津指導室長	<p>それでは、私から、平成31年度児童・生徒の学力向上を図るための調査、</p>

いわゆる都学力調査と言われているものですが、こちらにつきまして、ご報告申し上げます。

オレンジ色のバーでタイトルをつけているものが小学校、青いバーでタイトルをつけているものが中学校の結果となります。

それぞれ調査日は7月4日、対象でございますが、小学校は第5学年の児童、中学校は第2学年の児童となっております。調査内容につきましては、小学校が、国、社、数、理と各教科、並びに質問紙調査となっております。中学校の場合は、英語を含めて5教科、並びに質問紙調査というふうになってございます。

それでは、小学校につきまして、まず概略をご説明申し上げます。1ページ目をお開きください。

過去4年間の到達目標値未満の児童の割合ということで、一覧を示してございます。本区では、都学力調査の正答数が到達目標値未満の児童・生徒の割合、到達目標値というのは教科ごとに決められておりますが、その到達目標値未満の児童・生徒の割合を令和4年度までに都との差を解消するということを目標に今、学力向上に取り組んでございます。

各教科をごらんいただきますと、国語、社会、算数、理科それぞれで31年度につきましては、全ての教科において、まず到達目標値未満の児童の割合が東京都を上回っているというような状況でございます。

2ページ目をお開きください。国語につきましてでございます。

国語は習得目標値が4問、到達目標値が14問ということですが、この目標値につきまして、ごらんのようなグラフで示しているような結果になってございます。カーブそのものは東京都と似ているカーブは示してはございますが、やはり上位の正答数を得られている児童の数が少なく、中位から下位にかけて若干東京都を上回っているというような状況でございます。

特に、教科の観点別に見ると、言語についての知識・理解・技能、この辺が東京都との差が大きいのかなというふうに思っております。

続いて、3ページ目、社会科でございます。社会科につきましても、上位の正答数を示す児童の割合が若干少なく、中位から下位の正答数を示す子どもの数が増えているというところでございまして、教科の観点ごとに見る平均正答率では、観察・資料の活用技能についてが大きな課題かなというふうに思っております。

続いて、算数でございます。算数につきましては、やはり上位に位置する子どもの数が少なく、中盤から下位にかかる子どもたちの割合が多くなっているというような状況でございます。

教科の観点ごとに見る課題といたしましては、数学的な考え方というところでの課題、あるいは、数量や図形についての知識・理解についての差が大きくなっているのかなというところでございます。

続いて、理科でございます。理科につきましても同様に、やはり中位から下位の子どもたちの割合のほうが、東京都よりも多くなってしまっているという状況でございます。

教科の観点ごとに見ますと、こちらも、自然事象についての知識・理解というところが課題かなというふうに思っております。

続いて、6ページ目からは設問ごとの課題でございますが、特に小学校では、先ほどの結果から言語に関する知識・理解というところで、文法事項でございますけれども、いわゆる主語・述語の関係について課題が多い、正答率が低い問題だというところでございます。

社会科においては、社会的な思考・判断を要するようなところでございますけれども、この問題は正答率が特に低かったというところなんです。内容は、スーパーマーケットに宛てたお客様からの意見コーナーに対して、スーパーマーケットからの返事が書かれているんですけども、その返事の結果、一体これは何のことを言っているのかということで、その問題、設問なんですけれども、これはそこにストレートに何をどうしてほしいということが書かれているわけではないので、その内容から読み取って判断するというところで、まとめられると難しかったのかなというところでございます。

8ページ目は算数の結果でございますが、やはりこれは例年同じような傾向を示しておりますが、角度の問題で、さらにその角度を応用した問題ということで、時計の針が示す角度を答える問題ですけれども、この辺が大きく課題かなというふうになっていると思います。

理科でございますけれども、理科につきましましては、都より平均正答率が低い問題として幾つか挙げておりますが、特に閉じ込めた空気の圧縮というところ、それから、空気の温度変化というような問題が課題があるかなというふうに思っております。

最後、10ページでございますけれども、学力向上に関わる主な取組として、これらの結果を受けまして、確かな学力向上推進プランを改訂し、各学校において改めて学力向上に向けた取組を推し進めていただくこと。

また、補習教室を充実させていくことで、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図っていただきたいというところでございます。

さらには、読書科を本区の特徴としておりますので、この読書科を通じた探究的な学習を通して、主体的に学ぶという態度を推し進めていくというこ

とが求められるかというふうに思っております。こちら、小学校でございます。

続いて中学校です。1ページ目をお開きいただきまして、教科の概要でございますけれども、こちらにつきましても、全ての教科において到達目標値未達の生徒の割合が東京都を上回っているという状況でございます。

ただし、特に数学におきましては、昨年度に比べまして差が1.2ポイントほど減少しているというところでございまして、中学校の先生方の指導、授業の努力をしていただいているというところをこの辺から見て取れるかなというふうに思っております。

まず、1ページ目をお開きいただきまして、国語でございますが、こちらについてもやはり言語についての知識・理解・技能、この辺が課題になっているところでございます。

社会科は、社会的な思考・判断、多方面には課題というところでございます。

数学ですが、数学的な技能、あるいは、数量や図形についての知識・理解、そういったものが課題というところでございます。

理科でございますが、こちらも小学校と同じように自然事象についての知識・理解というところが課題というところでございます。

6ページ目、英語でございますが、英語については、外国語表現の能力というところが大きな課題かなと。さらには外国語理解の能力ということで、この辺についてが課題ということでございます。

具体的な設問ごとの課題といたしましては、7ページ、国語の問題では、やはり漢字、特に「学年別漢字配当表に示されている漢字を正しく書くことができるか。」という問題で課題があったというところでございます。特に今回出題されている漢字につきましては、実は小学校5年生や6年生で学習する漢字というところでございまして、既習の漢字についてしっかりと理解をして、それを日常的に文章を書く中で使っているかどうかというところがポイントになってくるかというふうに考えております。

8ページ目の社会科でございますが、こちらは、学習テーマから一体この内容がどういったことについての記述なのかというところで、「律令国家の形成について、資料と関連付けて捉えることができる。」というところで、「中央集権的な国家の建設」についてが、この三つの内容を通してのテーマということになるのですが、そこが読み取れていなかったという課題でございます。

続いて、数学でございますが、先ほどございましたけれども、数学ではヒ

ストグラムを読み取るというところで、都より平均正答率が低いという課題がございました。特に最小値、最大値、範囲、あるいは最頻値といった数学的な言葉、数学的な言語と実際の問題の理解というところが課題であるというふうに考えてございます。

続いて、10ページ目の理科でございますけれども、こちらは液体が気体に状態変化するときの様子について、ここの理解が課題でございました。特に気体が体積が増えたときに粒子の数が増えて全体に広がると誤答する生徒が多かったというところでございます。

英語につきましては、複数を主語とする文のbe動詞の用法というところで、このように誤答が多かったということでございます。

12ページ目でございますけれども、こちらにつきましても小学校同様、やはり各学校における授業改善、並びに補習教室における個に応じた適切な支援、また、読書科を通じた学びに対する資質・能力というところが課題というところでございます。

小学校も中学校も全体を通しまして、例えば理科などでは、実験は非常に好んで行うという傾向はございます。教科そのものとしては理解が嫌いという子どもよりも理科は好きだと回答する子どもが多いですけれども、やはり実験したことが知識・理解につながっていないというようなところが大きな課題かなというふうに思っております。体験したことをどのように知識として整理して身につけていくかというあたりが、今後、授業改善のポイントになっていくだろうというふうに考えてございます。

また、算数につきましても、やはり既習事項をしっかりと活用して新しい課題に取り組んでいくというような、そういった学習をしていくということ。さらに毎時間毎時間の学習を振り返って、この1時間で一体何が身についたのかということ子ども自身がしっかりと理解をしていくと、そういった学習活動が必要になってくるかなというふうに考えてございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

蓮 沼 委 員

小学校も中学校も結構、前年度と比較して、数年前と比較すると、まあまあ健闘しているのかなと思います。特に中学校なんか理科とか数学が大分改善されてきているというものありますし、都全体としても中学校は頑張っているような状況も、研修大会とか報告があるわけですがけれども、

特に江戸川区では、理科なんかも科学教室とかやっていることとか、理数離れとか言われているのですけれども、すごくこの辺は明るい材料かなとそのように思っております。

実際に学校を回って授業見ている、魅力ある先生の授業、確かに楽しいしわかりやすいし、はっきり言ってそこですよ。これは本当に教師の指導力の反映だと。そういうように教師が捉えて自分も教えていく子どもたちにやっぱり意欲だとかそういったことも含めてやっていくと、もっと向上するんじゃないかなと。自分の指導力を磨いて、算数好きな子とか理科好きな子とか英語好きな子どもを育てていっていただきたいと思います。

石井委員

ご報告ありがとうございました。また、詳細な分析もありがとうございます。中学校の数学についてお伺いしたいのですが、中学校の4ページですけれども、習得目標値未満の生徒の割合、31.8%という数字が出ていますが、この数字は、例えば昨年度と比べて増えている減っているということはおわかりになりますでしょうか。といいますのは、数学、平均点のポイント差というのは縮まっているのですけれども、その縮まっているというのが、習得目標値未満の生徒の割合というのが減ったことによって出ているのか。あるいは、上位層が増えたことによって出ているのか。できることであれば、下位層が減ったことによって出てくるとというのが公立中学校としては望ましいことだと思いますので。

指導室長

正確な数字としては今、持ち合わせていないのですが、下位層のほう改善傾向にあるということは言えると思います。

石井委員

そうですか。それは素晴らしいことですね。

もう一ついいですか。四分位分析の取っかかりのところをやっていただけてすごくいいと思います。望ましくはないのですけれども、後ろのほうで、都より平均正答率が高い問題、低い問題というような格好で出されているのですけれども、実は、これ問題そのものが余りいい問題でない場合もあったりもするんですね。

問題のよしあしというのを判断するのが、もう釈迦に説法になっちゃうかもしれないですけど、識別値というものがあまして、比較する問題としては識別値が高い問題を選ばれていたほうが多分、後々のためにはいいかなと思うんですね。識別値の高い問題というのはどういう問題かというと、できる人間の正答率はよくて、できない子の正答率がよくない。できる子とでき

ない子をしっかりと識別できるという意味合いで識別値なんていう言葉ができてはいるんですけど、もしできればなんですけど、来年度以降、平均点よりもいい悪いというポイントのほかに識別値が高い問題がどうなっているかという種類の分析も入れていただけるといいかなと思いました。

私自身、問題をつくっていることがありまして、そうすると、翌年度に識別値で出てくるんですね。これはいい問題だとつくったのが識別値マイナス0.02とかだとがっかりします。ややもすると、そういう問題を取り上げて分析されている場合もあると、別な問題を分析したほうがいいこともありますので。

庭野委員

算数、数学と理科についてなんですけれども、今の正答率が低いという問題を拝見していると、技能と理科で言えば観察・実験と知識の結びつきが十分でないというようなこと。数学で言うと、ここでは分度器とそれからグラフの読みのところですね。主体的で対話的で深い学びが言われていますけれども、やはり対話的な学びのところが必要なのではないかなと思います。

それはどういうことかということ、指導室長からお話ございましたように理科で言うと、観察・実験は大好き、それはもちろんそうなんです。よくやるんですけども、その後の分析がしっかりできていないというところにあるのではないかなと思います。自分たちの実験結果、あるいは観察結果だけで結論してそれでいいということ、あるいは、自分たちが観察・実験したものが、例えば、正答とはちょっと違うので知識だけを覚えておけばいいよというような、そういうような授業の流れになっていると。結局は何やっても最後に知識だけのところを覚えておけばいいのかなということ、なかなか覚えられない子は覚え不了というふうな結果になってしまうんですね。

しかしながら、観察・実験でやったことについて、友達同士でいろいろな意見交換をしていくと、それが印象に残ってしっかりと自分たちは正しかったのか、自分たちのやったことも隣のグループもこっちのグループもみんな同じで、それはこういうことだったんだよねというようなことがきちんと印象づいて理解できていくのではないかなというふうに思うんですね。

そういうふうな授業をしている場面も、私もたくさん見ておりますけれども、やはり往々にして時間が足りなくなってきたり、知識でどんどんやっていってしまう、要するに教科書だけでやっていってしまうということも見ておりますので、そのあたりのこと、先ほど蓮沼委員がおっしゃいましたけれども、両方の教員の姿というのがあるので、前者をぜひ少しでも増やすような方向にしていっていただけたらなと思っていますので、よろしく願いいた

石井委員	<p>します。感想です。</p> <p>平成31年度の学力向上に関わる主な取組というところで、小学校のところでは10ページ、中学校では12ページになるのですが、実は、ほぼというか同じことが書かれているということになっておりまして、うまくこの調査結果を反映させたようなそれぞれ中学校独自のポイント、それから、小学校独自のポイントなんていうのがさらに加わるといいかなと思います。</p> <p>例えば、庭野委員がおっしゃった実験の後での討論、話し合いをもとに知識を定着させるですとか、小学校のほうだと、ちょっとすぐには思いつかないですけども、ここの結果を反映させて、こんなことを授業の中でうまく取り組んでくださいねというふうをお願いするという、そういうことですね。そんなことを入れていかれるといいかなと思いました。</p>
指導室長	<p>ありがとうございます。各教科を分析する中で、さらに各学校には今後、具体的に授業改善のポイントというところでも示してまいりたいなというふうに考えてございます。今、実はデータ調達のほうでも、先生の数、数学の専門ですので、授業の改善のポイント集みたいなものを作成中ですので、そういったものも学校に示していきながら具体的な授業改善を進めて参りたいと思います。</p>
石井委員	<p>ありがとうございます。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>他によろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第24回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後4時03分</p>